

令和 8 年度榛東村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 6 月 1 5 日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、榛東村の調達方針を定め、障害者就労施設等からの障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

この方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法で定める定義と同一とする。

3 適用範囲

この方針は、本村のすべての組織が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護を行う事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 基準該当生活介護事業所

キ 基準該当就労継続支援Ｂ型事業所

（２）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

- (3) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (4) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象物品等

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 食品類（パン、焼き菓子、弁当等）
 - イ 小物雑貨（衣類、各種記念品、花苗等）
 - ウ 農産物（野菜、果樹等）
- (2) 役務
 - ア 印刷（名刺、封筒等の印刷）
 - イ 清掃（清掃、除草作業等）
- (3) その他
 - 上記以外で障害者就労施設等から調達できるもの

6 調達の推進方法

調達の推進方法については、次のとおりとする。

- (1) 障害者就労施設等から供給可能な物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に調達の推進に努めるものとする。
- (2) 調達を円滑に進めることができるよう、担当部署は、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を各部署に提供する。各部署は、その情報を基に障害者就労施設等から直接調達するものとする。
- (3) 村と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理委託業務を含む。）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対す

る理解と協力を求める。

7 調達目標

令和8年度の調達目標は、調達件数又は調達金額のいずれかの合計が令和7年度実績を上回ることとする。

調達実績

年 度	物 品		役 務		合 計	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
令和5年度	6	734,612	0	0	6	734,612
令和6年度	9	92,100	0	0	9	92,100
令和7年度	10	149,130	0	0	10	149,130

8 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績の公表については、次のとおりとする。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めたときは、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ次第、速やかに公表する。

9 その他

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (2) 調達した物品等に関し、発注した部署、及び受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取を行い、双方の利益につながるよう調達業務の改善に努める。
- (3) この方針に関する担当窓口は、榛東村健康保険課とする。